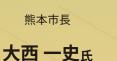
講師紹介







社会福祉法人 全国社会福祉協議会 副会長

古都賢一氏



大阪公立大学 大学院 准教授

菅野 拓氏

会 場

全社協・灘尾ホール

(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル)

プログラム

- 1. 基調講話
- 2. 令和6年能登半島地震の支援現場からの報告
- 3. パネルディスカッション

主催:3.11から未来の災害復興制度を提案する会 (311変える会) 後援:全国町村会、全国知事会 (申請中)、厚生労働省 (申請中)

助成:タケダ・いのちとくらし再生プログラム

 3.11 から未来の災害復興制度を 提案する会シンポジウム

過去災害から見据える法改正

令和 6 年 **4/12** 金

ZOOM 併用

14:00 ~ 16:00 参加費 無料 会場定員 100 名

この活動は「タケダ・いのちとくらし再生プログラム」の支援を受けています

タケダ いのちょくらし 再生プログラム スロロタäル ト II #NPOセンター kiii サスス

誰も取り残されない被災者支援を目指して

大規模自然災害発生後、地方自治体は1947年に制定された災害救助法を用い被災者支援を行います。災害救助法が適用される と、市町村は負担なく被災者支援が実施できますが、慣れない仕事を実施することにくわえ、慣れない法制度を運用することに なり、被災者支援の混乱は解消されたとは言い難い現状です。

災害救助法の運用の難しさや、複雑さについても被災自治体から多くの声が挙がっています。さらに、災害救助法には災害時 要配慮者の把握や生活機能低下防止の取組など、福祉に係る取組が含まれていないことから、支援から抜け落ちるか方が多くい らっしゃいます。くわえて社会福祉法など社会保障にかかわる法律への被災支援の規定が不十分であり、少子高齢化する社会で あるにもかかわらず、被災者を十分にケアすることが難しいです。

令和6年能登半島地震でも被災者支援の混乱は続いているように見えます。本来あるべき被災者支援の法制度とはどのようなも のなのでしょうか。いつどこで起きるのか、そしていつ被災者になるのかわからない大規模自然災害。シンポジウムでは、自然 災害によってだれ一人取り残されないために、国・地方自治体・支援者など様々な角度から、これからの被災者支援について考 えていきます。

講師プロフィール

熊本市長

大西 一史氏(おおにし かずふみ)

熊本市出身、1967(昭和42)年生 まれ。県立熊本北高校-日本大学 文理学部心理学科卒、2014年9月九 州大学大学院法学府法政理論専攻 博士後期課程単位修得退学。92年 日商岩井メカトロニクス㈱を経て 94年内閣官房副長官秘書、97年熊 本県議選当時最年少初当選、連続5 期。14年熊本市長選初当選、22年 11月3期目当選。23年6月全国市長 会副会長就任。趣味は読書、音楽 鑑賞、ドラム。

社会福祉法人全国社会福祉協議会 副会長

古都 賢一氏(ふるいち けんいち)

1983年3月東京大学法学部卒業。 同年4月厚生省(現厚生労働省)に入 省。1999年7月厚生省社会・援護局 施設人材課福祉人材確保対策官。 2005年より、厚生労働省老健局振興 課長、社会・援護局保護課長、社 会・援護局総務課長、大臣官房審議 官(賃金、社会・援護・人道調査担 当)等を経て、2015年4月より独立行 政法人国立病院機構副理事長。2019 年6月より社会福祉法人全国社会福 祉協議会 副会長。

大阪公立大学大学院 准教授

菅野 拓氏 (すがの たく)

専門は人文地理学、都市地理学、 サードセクター論、防災・復興政 策。NPOなどサードセクターの活動を 継続的に調査・実践している。ま た、近年の大規模災害を踏まえ、被 災者生活再建支援手法のモデル化を 行う。最近の主な委員として内閣府 「被災者支援のあり方検討会」委 員、厚生労働省・内閣府「医療・保 健・福祉と防災の連携に関する作業 グループ」参考人、熊本市「復興検 討委員会」委員など。

参加対象

行政職員・支援者・研究者等

参加申込

ウェブサイトか、メール、または FAX でお申込みください。メールまたは FAX の方は、お名 前・ご所属・参加方法 (来場 or オンライン)・緊急連絡先をご記載ください。

お申込み用ウェブサイト ▶

https://forms.gle/a5SjS7y4r6ybaUky7



申込期限 4/9 火

311kaerukai@ifr.sakura.ne.jp



0197-72-6201